

## 「基準」の区分と「チェックシート」の利用方法について

「医療分野における適正な有料職業紹介事業者の基準」は、「必須」基準と、「基本」基準に分かれています。必須基準は、「法令を遵守しているか」を含めて適正事業者として必ず実施しなくてはいけない基準、基本基準は、「求職者や求人者に配慮したより良いサービスを提供する」ために適正事業者として実施することが望ましい基準です。

### 【医療機関の皆様へ】

取引を検討している有料職業紹介事業者にこのチェックシートを記入してもらい、記入結果についてその有料職業紹介事業者にヒアリングしてみてください。基準を満たしていない項目については、実情を確認してみてください。それによって事業者のコンプライアンス(法令遵守)の意識やサービス提供の質に対する意識を確認することができ、適正な事業運営を行っている有料職業紹介事業者の活用につながることが期待されます。

### 【有料職業紹介事業者には次のことをお願いしています】

チェックシートに沿って、自社のサービス内容を点検してみてください。基準を満たしていない項目については、基準を満たせるように業務改善を検討し、もし満たすことが難しい場合は、その理由をしっかり医療機関に説明できるようにしていくことが大切です。令和3年度は、今回の「医療分野における適正な有料職業紹介事業者の基準」をベースに適正事業者の認証制度が検討される予定です。有料職業紹介事業者の皆様には、しっかりと基準を満たし、医療機関の安定的な人材の確保へ貢献していくことが期待されます。



## 医療機関、医療系有料職業紹介会社のための 「適正な有料職業紹介事業者の基準」と 「チェックシート」のご案内

深刻な人手不足の中、医療機関においては、医療従事者確保のために有料職業紹介事業者を活用していますが、一部の悪質な事業者との間でトラブルが発生しています。

こうした状況を改善するために、このたび厚生労働省は、医療分野の関係団体<sup>\*1</sup>、医療分野を取り扱う有料職業紹介事業者の大手4社及び労働法等の有識者からなる「医療分野における職業紹介事業に関する協議会」(座長:今野浩一郎学習院大学名誉教授)<sup>\*2</sup>を開催し、医療分野において有料職業紹介事業者が適正な事業運営を行う際に満たすべき「基準」を取りまとめました。

\*1 公益社団法人日本医師会、一般社団法人日本医療法人協会(四病協代表)、公益社団法人日本看護協会、公益社団法人日本歯科医師会 (協議会委員名簿順)

\*2 厚生労働省委託 令和2年度職業紹介事業の適正化推進事業

### 厚生労働省の運営する「人材サービス総合サイト」について

有料職業紹介事業者の過去3年間の職業紹介の実績や、6か月以内の離職者数等の他、都道府県労働局からの行政処分の状況等が確認できます。また、適正な有料職業紹介事業者の「基準」についても、掲載しています。

URL:<https://jinzai.hellowork.mhlw.go.jp/JinzaiWeb/>



### 基準の基礎となる理念

医療分野における人手不足解消に向け、求人者と無料職業紹介事業者及び有料職業紹介事業者が連携協力して適正なマッチングの実現を図り、それを通じて、医療機関が適材を確保し入職後の定着を促進できるようにしていくことで、医療機関における安定的な人材の確保に寄与していくこと

### 【医療機関の皆様へ】

医療機関の皆様は有料職業紹介事業者と取引するにあたって、事業者が「医療分野における適正な有料職業紹介事業者の基準」を満たしているかどうかを確認することによって、トラブルを少なくできるとともに、求人者、求職者双方にとって「より良いマッチング」につなげることができます。裏面の「チェックシート」を、是非ご活用ください。

なお、今回ご案内している、「医療分野における適正な有料職業紹介事業者の基準」については、医療分野を取り扱う有料職業紹介事業者に対しても周知を図って参ります。

# 医療分野における適正な有料職業紹介事業者の基準 チェックシート

## 医療分野協議会〈基準の基礎となる理念〉

医療分野における人手不足解消に向け、求人者と無料職業紹介事業者及び有料職業紹介事業者が連携協力して適正なマッチングの実現を図り、それを通じて、医療機関が適材を確保し入職後の定着を促進できるようにしていくことで、医療機関における安定的な人材の確保に寄与していくこと

### 有料職業紹介事業者(紹介会社)名

1

#### 「必須」基準

「法令を遵守しているか」を含めて適正事業者として必ず実施しなくてはいけない基準

基準を満たしている場合には、チェックボックスに☑と記入しましょう。

#### 1.「必須」基準

全部の基準が必須です

14

2

#### 「基本」基準

「求職者や求人者に配慮したより良いサービスを提供する」ために適正事業者として実施することが望ましい基準

#### 2.「基本」基準

チェックの入らない事項については実情を確認しておきましょう

11

1.手数料	<input type="checkbox"/> 取り扱い職種別に手数料を公表していること。 <sup>*1</sup>
2.返戻金制度	<input type="checkbox"/> 返戻金制度を設けていること。及びその具体的な内容(例:在籍月数と返金率、返戻する場合の条件等)を明示していること。
3.お祝い金	<input type="checkbox"/> 求職申込みの勧奨にあたり、求職者に金銭等(いわゆる「お祝い金」等)の提供をしていないこと。
4.転職勧奨	<input type="checkbox"/> 自らの紹介により就職した者(無期雇用)に対し就職した日から2年間、転職の勧奨を行っていないこと。
5.広告・営業	<input type="checkbox"/> 求職者に対し、転職活動を濫りに助長するような不適切な広告表現・広報活動を行っていないこと。 <input type="checkbox"/> 求人者に対する営業広告等の際は、入社決定後に成果報酬がかかるなどを明記し、「初期費用無料」の過度な強調など、誤解を招く表記を行っていないこと。 <input type="checkbox"/> 求人者の意向に沿わない過度の営業活動を行っていないこと。 <input type="checkbox"/> 職業安定機関その他公的機関と関係を有しない職業紹介事業者は、求人者及び求職者等にこれらと誤認させる名称を用いてはならないこと。
6.労働条件の明示	<input type="checkbox"/> 求職者に対し、従事すべき業務の内容及び賃金、労働時間その他の労働条件を求人者より入手し可能な限り速やかに明示していること。
7.個人情報保護	<input type="checkbox"/> 求職者の要配慮個人情報は、本人の同意を得ないで取得していないこと。また、求人の業務遂行に必要がない限り取得していないこと。 <input type="checkbox"/> 求職者の個人情報を求人者に伝達する際は、求職者の同意を得た上で適切に行っていること。
8.苦情窓口	<input type="checkbox"/> 紹介に際し、求人者、求職者が速やかに苦情の申出ができるよう、具体的な苦情の受付窓口(連絡先)を明示していること。 <input type="checkbox"/> 苦情を受けた場合は、事実確認の上、適切かつ真摯に対応を行っていること。
9.是正指導	<input type="checkbox"/> 都道府県労働局から職業紹介事業に関し、職業安定法に基づく是正指導を受けていないこと。また、過去に受けた是正指導について是正済みであること。

\*1 各紹介会社のサービス内容とともに、例えば、標準的な手数料率又は額(手数料率又は額に幅がある場合は、サービスの内容に応じた手数料率又は額)や個別の事例(例えば、地方都市の小規模病院では手数料率〇〇%で紹介サービスを提供して採用ができた)の実績の公表を想定している。

1.対「求職者」	<input type="checkbox"/> 求人者に可能な限りの就業実態等(育休制度の取得実態、月平均所定外労働時間の実績等)の情報開示を求め、その内容を求職者に適正に伝えていること。 <input type="checkbox"/> 求職者のキャリア、志向、希望の勤務時間や曜日・勤務場所等の制約等を把握した上で、適した就業先の紹介を行っていること。
2.対「求人者」	<input type="checkbox"/> 求人者に対する営業広告やDM送付内容には、有料職業紹介サービスである旨、及び、職業紹介事業者の許可番号を明記していること。 <input type="checkbox"/> 求人者に対する営業広告メール、FAX等のDM送付時は、配信停止方法を明示していること。 <input type="checkbox"/> 求人者からの求人申し込みは、電話だけではなく、書面、FAX、メールで受け付けていること。 <input type="checkbox"/> 求人者に対する手数料率を含むサービス提供条件は、求人者に充分説明し理解を得た上で、契約締結により事前合意していること。 <input checked="" type="checkbox"/> 求人者に対する手数料の「業界水準等」が公表された場合、自社の手数料がこの水準と差異 <sup>*2</sup> がある時は、料金に含まれるサービス内容等、その理由を説明することで求人者の理解を得ていること。
3.マッチング	<input type="checkbox"/> 求人者の採用背景、経営方針・理念、組織・人員体制等についても求人者からの情報開示に基づき的確に把握し、求人者の求める人材像を理解して求職者に伝えることによりマッチングの精度を高めていること。 <input type="checkbox"/> 求人情報は、一定期間の後、必要に応じて充足や変更等の確認を行っていること。 <input type="checkbox"/> 求職者が就職後も長く活躍できるよう、求人者と協力して定着支援を行っていること。 <input type="checkbox"/> 職業紹介従事者の知識・スキル向上に向けた教育・研修の充実を図っていること。 <sup>*3</sup> <input type="checkbox"/> 職業紹介責任者は、苦情再発防止のために自社の従事者の教育を定期的に行い、事業報告書に記載していること。 <sup>*4</sup>

\*2 「業界水準等」が公表された後で、「基本」基準に加わる。

\*3 例えば、求人者への定着促進のためのアドバイスや、求職者から相談があった際のアドバイス等を想定。

\*4 例えば、キャリア相談の実施に関するマニュアル等の整備、定期的な教育・研修の実施とフォローアップ等を想定。

本チェックシートは、コピーの上ご利用ください。